

議案第 1 4 号

瑞穂町営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 3 月 5 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

公営住宅法（昭和 2 6 年法律第 1 9 3 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町営住宅条例の一部を改正する条例

瑞穂町営住宅条例（平成 9 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「定めることを目的とする」を「定めるものとする」に改める。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（整備基準）

第 3 条の 2 町営住宅及び共同施設（以下この条において「町営住宅等」という。）は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備するものとする。

2 町営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、利用者等にとって便利で快適なものとなるように整備するものとする。

3 町営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、町営住宅等の整備に関する基準は、規則で定めるところによる。

第5条第2項中「瑞穂町営住宅条例施行規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

第6条第1項第4号ア中「使用者が身体障害者である場合その他の」を「使用者の」に、「令第6条第4項」を「第4項」に、「令第6条第5項第1号に規定する金額」を「214,000円」に改め、同号イ中「町が」を「、町が」に、「借り上げるものである場合」を「借り上げるものであるとき」に、「令第6条第5項第2号に規定する金額」を「214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）」に改め、同号ウ中「令第6条第5項第3号に規定する金額」を「158,000円」に改め、同条第2項中「（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする者で町営住宅への入居がその者の実情に照らし適切でない」と認められるものを除く。）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

第6条第2項第2号中「第2条」を「第2条第1号」に改め、同項第3号中「別表第1号ノ2」を「別表第1号表ノ2」に、「別表第1号ノ3」を「別表第1号表ノ3」に、「第1款症の者」を「第1款症のもの」に改め、同項第6号中「経過していない者」を「経過していないもの」に改め、同条第4項中「及び第2項」を「、第2項及び前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第4号アに掲げる場合は、使用者又は同居者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者で、その障害の

程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める障害の程度である場合

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(2) 第2項第3号、第4号、第6号又は第7号に該当する者である場合

(3) 使用者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが18歳未満又は60歳以上の者である場合

(4) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

第7条第3項中「なお」を削る。

第8条第1項中「、使用を」を「使用を」に改める。

第11条第2項中「手続き」を「手続」に改め、同条第3項中「資格を有する者」を「資格を有するもの」に改める。

第15条第2項中「その不足額」を「、その不足額」に、同条第3項中「利子」を「、利子」に改める。

第17条中「又は」を「、又は」に改める。

第20条第2項中「使用しない場合」の次に「において、」を加える。

第21条第1項中「当該町営住宅」を「町営住宅」に改める。

第22条第1項中「当該住宅」を「当該町営住宅」に改め、同条第2項中「第20条第1号」を「第20条第1項第1号」に、「第3号の工作物」を「第3号に規定する工作物」に改める。

第24条第4項中「令第6条第4項」を「第6条第4項」に改める。

第25条中「第6条第1項第4号ア又はイに掲げる場合にあつてはそれぞれ同号ア又はイ」を「第6条第1項第4号ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれ同号ア、イ又はウ」に改め、「、同号ウに掲げる場合にあつては令第8条第1項に定める法第23条第2号ハに掲げる場合の金額を」を削る。

第27条第1項中「基準を超える者」を「基準を超えるもの」に、

「あわせて」を「併せて」に改める。

第28条第3項中「当該町営住宅を明渡さなければならない」を「、当該町営住宅を明け渡さなければならない」に改める。

第29条第2項中「明渡さない」を「明け渡さない」に改める。

第30条第2項中「町営住宅を明渡さなければならない」を「、町営住宅を明け渡さなければならない」に改める。

第33条第2項中「明渡さなければならない」を「明け渡さなければならない」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間における改正後の瑞穂町営住宅条例第6条第4項第3号の規定の適用については、同号中「使用者が60歳以上」とあるのは「使用者が平成25年4月1日前において57歳以上」と、「又は60歳以上」とあるのは「又は同日前において57歳以上」とする。